

## ○熊本県警察の法令審議に関する訓令

平成4年4月21日

本部訓令甲第10号

熊本県警察の法令審議に関する訓令（昭和37年熊本県警察本部訓令甲第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、熊本県警察に関する法令の審議について必要な事項を定めるものとする。

（審議会の設置）

第2条 熊本県警察本部（以下「警察本部」という。）に熊本県警察法令審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の任務）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項（以下「審議事項」という。）を審議するものとする。

- (1) 熊本県の条例案
- (2) 熊本県公安委員会の規則案及び告示案
- (3) 訓令案
- (4) 通達案で重要なもの
- (5) その他熊本県警察本部長が特に命じた事項

（審議会の構成）

第4条 審議会は、会長、副会長及び審議員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 警務部長
- (2) 副会長 警務課長
- (3) 審議員 総務課長  
会計課長

広報県民課長

生活安全企画課長

刑事企画課長

交通企画課長

警備第一課長

その他会長が必要と認める者

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(幹事長等)

第5条 審議会に幹事長及び幹事（以下「幹事長等」という。）を置き、幹事長は警務課人事企画室長を、幹事は警務課人事企画室室長補佐（人事企画第二）及び警務課人事企画室人事企画第二係長をもって充てる。

2 幹事長等は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、会長又は副会長の出席を必要とし、審議会を構成する者の過半数の出席がなければ、開会することができない。

3 会長は、審議会に審議事項を所管する警察本部の所属長、熊本市警察部庶務課長若しくは警察学校長（以下「所管課長」という。）又はこれに代わる者の出席を求め、説明させることができる。

(事前審査)

第7条 所管課長は、審議事項があるときは、幹事長等が行う事前審査を受けなければならない。この場合において、所管課長は、当該審議事項を所管する部の部長（警察学校にあつては警務部長）に審議事項の提出について事前に了解を得なければならない。

(審議会の招集の要請)

第8条 所管課長は、事前審査が終了した後、会長に対して審議事項を説明し、審議会の招集を要請することができる。

2 所管課長は、審議会の招集が決定したときには、速やかに幹事長に対して審議に必要な資料を提出しなければならない。

(審議の省略)

第9条 会長は、審議事項が定型的なもので、審議会を招集する必要がないと認めるときは、審議会の審議を省略することができる。この場合において、会長の審査をもって審議会の審議があったものとみなす。

(会議録)

第10条 幹事は、会議録を備え付け、審議の経過を明らかにしておかなければならない。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、警務課において行う。

附 則

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月14日本部訓令甲第1号)

この訓令は、平成7年2月15日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日本部訓令甲第7号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月14日本部訓令甲第11号)

この訓令は、平成12年8月15日から施行する。

附 則 (平成13年3月14日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。

附 則 (平成13年4月6日本部訓令甲第8号)

この訓令は、平成13年4月8日から施行する。

附 則（平成13年9月27日本部訓令甲第12号）抄  
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成15年3月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則（平成16年3月12日本部訓令第5号）

この訓令は、平成16年3月22日から施行する。

附 則（平成19年3月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則（平成24年3月12日本部訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第5号）

この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（令和3年3月19日本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日本部訓令第6号）

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

附 則（令和6年3月4日本部訓令第3号）

この訓令は、令和6年3月18日から施行する。